令和５年(2023年)４月３日改定

新型コロナウイルス感染症に伴う放課後かまくらっ子の対応

新型コロナウイルス感染症に伴う放課後かまくらっ子の対応は下記の通りです。

**本対応については、新型コロナウイルス感染症の感染状況によって内容を変更する場合があります。変更した場合は順次文書等でお知らせいたします。**

**１　基本的な考え方**

**新型コロナウイルス感染症対策本部において、マスク着用の考え方の見直し等が行われたことを受け、小学校生活と同様、放課後かまくらっ子施設内でのマスクの着用を求めることはなくなります。また、連絡ノート（子どもの家）・参加カード（子どもひろば）への体温の記入も必要なくなりますが、毎朝の健康観察など引き続き感染防止対策へのご協力をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症が５月８日に５類感染症に位置づけられることに伴う感染症対策の見直しについては、今後の政府方針を踏まえ再度通知する予定です。**

**２　施設での感染防止対策について**

施設では手指消毒、定期的な換気等の感染予防対策を行い、共用備品については随時消毒を行います。児童及び支援員にマスクの着用は求めませんが、感染対策として着用が必要な場面では、マスクの着用をお願いする場合があります。ただし、本人の意思に反したマスクの着脱を強いることはありません。

なお、食事中については、適切な換気をしたうえで、大声での会話を控える、机を向かい合わせにしない、机を向かい合わせにする場合には、対面の児童との間に一定の距離（１ｍ程度）を確保するなどの感染防止対策を行います。保護者の方の施設内への立ち入りについては、感染の拡大状況によってはご遠慮いただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

**３　児童・同居者・支援員が感染した場合の対応**

1. 児童の検査結果が陽性の場合

　　　　　　　医療機関等から示された療養・自宅待機の期間終了日まで、当該児童は放課後かまくらっ子の利用をご遠慮いただきます。

1. 同居者の検査結果が陽性の場合

　　　　　　　医療機関等から示された療養・自宅待機の期間終了日まで、同居している児童は放課後かまくらっ子の利用をご遠慮いただきます。

1. 支援員の検査結果が陽性の場合

　　　　　　　医療機関等から示された療養・自宅待機の期間終了日まで、当該支援員は出勤停止とします。

**４　児童・同居者・支援員が濃厚接触者となった場合の対応**

1. 児童が濃厚接触者となった場合

　　　　　　　児童が濃厚接触者となった旨を施設へ連絡いただき、定められた期間における当該児童の放課後かまくらっ子の利用はご遠慮いただきます。

1. 支援員が濃厚接触者となった場合

　　　　　　　支援員が濃厚接触者となった場合、定められた期間における当該支援員の出勤は停止とします。

**５　学校等の対応に準じた放課後かまくらっ子の対応**

1. 公立小学校が学校・学年・学級閉鎖となった場合

ア　子どもの家

　　　　 公立小学校が学校・学年・学級閉鎖となった場合も、原則開所します。

　　　　イ　放課後子どもひろば

　　　　　　学校閉鎖の場合、放課後子どもひろばは閉所します。学年・学級閉鎖の場合、対象学年・学級の児

　　　　童の利用はご遠慮いただきます。なお、対象学年・学級であっても、子どもの家臨時利用の登録を行

っている児童は、陽性判定・濃厚接触者判定を受けていない健康な児童に限り子どもの家で受け入れを行います。

1. 公立小学校が学校閉鎖・学級閉鎖に伴い一斉下校を行った場合

ア　子どもの家

公立小学校が学校・学年・学級閉鎖となった場合も、原則開所します。

　　　　イ　放課後子どもひろば

　　　　　　学校閉鎖の場合、放課後子どもひろばは閉所します。学年・学級閉鎖の場合、対象学年・学級の児

　　　　童の利用はご遠慮いただきます。なお、対象学年・学級であっても、子どもの家臨時利用の登録を行

っている児童は、陽性判定・濃厚接触者判定を受けていない健康な児童に限り子どもの家で受け入れを行います。

（３）　　国私立小学校が学校閉鎖・学級閉鎖・一斉下校を行う場合

　　　　　　　各施設へご連絡ください。原則として、子どもの家・子どもの家臨時利用の登録児童で、健康な方のみ受入れを行います。